

# 高齢級森林整備促進特別対策事業（新規）

【平成20年度概算決定額 1,000,000（0）千円】

## 対策のポイント

高齢級（10齢級以上）の森林の間伐について、民間資金活用、事後精算方式という全く新しい方式で助成します。

- ・ 森林吸収目標達成を図るために間伐実施が必要な330万haのうち、高齢級（10齢級以上）の森林が約150万ha（45%）を占めています。
- ・ しかしながら、高齢級（10齢級以上）の間伐実績は、低位にとどまっています。（間伐実施面積の約1割）
- ・ このため、高齢級（10齢級以上）の間伐を促進させる新たな仕組みが必要です。

## 政策目標

高齢級の利用間伐を毎年3万ha推進

### <内容>

高齢級間伐を実施しようとする事業者が、民間金融機関を通じて運転資金の融通を受ける際に、利子に要する経費について全額助成します。返済は、間伐による収入で行い、間伐実施により赤字が発生した場合は、赤字額の2/3（間伐経費の1/2以内）を補てんします。

### <補助率>

定額

### <事業実施主体>

民間団体

### <事業実施期間>

平成20年度～25年度（6年間）

[担当課：林野庁整備課]